

[生態系の回復]

ほとんどの生物は人に対して警戒心を持っているため、人が近づくと危険を感じ、繁殖を行うことができません。そこで、人が憩うことができる親水利用区域と、生物の保護区域とを適正に分けていくことが必要となります。そのため、地域住民をはじめ市民団体との協働により流域の植生や生態系の調査を行い、河川管理者である都を含め、市民と協議しながらゾーニングを行うことが生態系の回復につながります。

また、気候や地形などにより河川にはそれぞれ固有の生態系が存在しますが、柳瀬川も同様であるため、多自然型河道整備の検討を行い、かつての里山環境を復活させるなど生息環境を整備することにより、柳瀬川の固有種の回帰、復活に努めます。



[文化財の保護活用]

流域の自然や文化財は清瀬市民の財産です。この財産を総合的な学習の時間などに取り入れ、生物の調査、緑の観察、様々な文化財等を通して自然や歴史を学ぶことは、豊かな感性を育み、環境・文化を大切にする意識を高めることにつながります。

このため、柳瀬川の紹介や文化財等に関する学習情報を提供する拠点づくりを行い、文化財の保護活動の事例や学習活動に関わる幅広い情報の提供など、文化財を通して柳瀬川流域全体でのさまざまな取組みにつなげていきます。

[推進体制の確立]

本構想の実現にあたっては、市の事業としての財政的な裏付けとともに、事業内容が多岐にわたるため、直接の担当部局のみならず、関係部局との役割分担をしながら総合的に事業を進めていく必要があります。

このため、計画推進に関わる、関係部局の定期的な連絡調整の機会を設けるなど、庁内推進体制を整備していきます。

一方、流域では、自然保護、川づくり、清掃などを目的に様々な市民団体が活動していますが、これらの団体は、柳瀬川を愛し、流域環境の保全に情熱を持って自主的に参加しています。これらの団体の活動は、行政とは異なった視点、立場での活動ですが、行政との協働により、具体的な活動成果が見られています。市は、これら市民団体の活動を積極的に支援し、また、自然保護レンジャー制度の拡充に努め魅力ある流域づくりに継続的に取り組んでいきます。



[情報発信]

都心からわずか2.5km圏内にあり、四季折々に野草が可憐な花を咲かせ、多くの野鳥が飛来する水と緑の癒しの空間「柳瀬川回廊」を、インターネットをはじめガイドマップ、リーフレット、ポスターなど様々な広報媒体を駆使して、広く情報発信をしていくことにより、清瀬の自然についてより深い理解と環境保全の意識への高揚が得られるものと考えます。

また、回廊エリアでは、インフォメーションコーナー（仮称 中里地域市民センター内設置予定）や現地サインなどで学習も兼ねられる情報発信をするとともに、市民と行政の協働により水と緑をテーマとしたイベントを積極的に企画・実施していく必要があります。